

# 小平市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

## ○小平市新型インフルエンザ対策等行動計画のポイント

### 行動計画の ポイント

- ・新型インフルエンザ等発生時に小平市が実施すべき対策の骨格を定めた計画で、平成25年4月施行の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定。

## ○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となる感染症

### 新型インフルエンザ等

#### 新型インフルエンザ 等感染症

##### 【新型インフルエンザ】

新たに人から人へ感染するようになったインフルエンザ

##### 【再興型インフルエンザ】

過去に世界的規模で流行したインフルエンザが再興したもの

#### 新感染症

- ・新感染症のうち、感染力の強さから「新型インフルエンザ等感染症」と同様に社会的影響が大きな感染症に限る。

## ○ 新型インフルエンザ等緊急事態について

- ・新型インフルエンザ及び生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新感染症が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに政府対策本部が緊急事態宣言を行う。

### 緊急事態時 措置

- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に、国が定める基本的対処方針都道府県が実施。  
不要不急の外出自粛要請、学校などの施設使用制限等の要請・指示、催物等の開催制限等の要請・指示など。

## ○ 行動計画の構成

### 第1章 基本的な方針

#### 基本方針

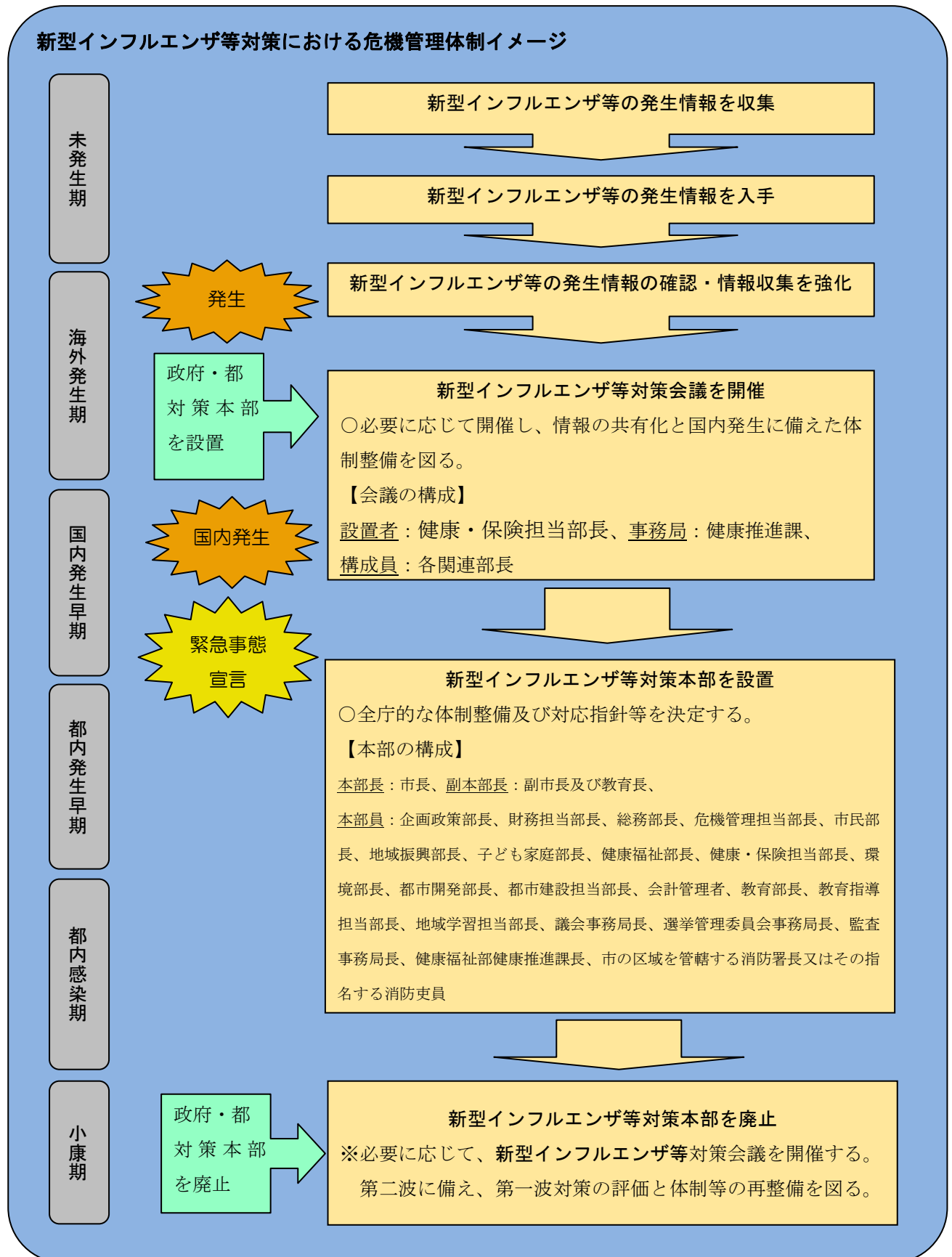
- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 第2章 対策推進のための役割分担と体制

### 役割分担と体制

・国、都、市、市民、関係機関等それぞれの主体が一体となって感染拡大防止に努める。  
 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制を確立

#### 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制イメージ



### 第3章 対策の基本項目（6項目）

情報収集及び提供	相談窓口の設置	まん延の防止に関する措置	予防接種の実施	医療	市民生活・経済活動の安定の確保
<p>国・都からの適切な情報及び、関係機関等からの情報収集を行う。</p> <p>・市民に対しての迅速な情報提供に努める。</p>	<p>・健康センターに窓口を設置し、市民の不安を解消するとともに、感染拡大の防止に努める。</p>	<p>・医療体制の整備を図るための時間を確保。</p> <p>・個人レベル、地域・社会レベルでの各種対策（学校対策等）の実施・一連の流れをもった感染拡大抑制策の実施。</p>	<p>・海外発生期から特定接種の実施・集団的接種を基本とした住民接種の実施。</p>	<p>・緊急時における医療提供体制の整備を行う。（東京都多摩小平保健所への協力及び、小平市医師会等と連携。）</p>	<p>・生活及び経済への影響を最小限とするための対策。</p> <p>・関係機関、事業者に対し、事業継続の要請、支援。</p>
<b>新型インフルエンザ等緊急事態における措置</b>					
<p>・「新型インフルエンザ等対策本部条例」に基づく「小平市新型インフルエンザ等対策本部」の設置</p>	<p>・「都が実施する対策の市民周知」</p> <p>・不要不急の外出自粛要請・学校等施設の使用制限の要請等</p>	<p>・集団的接種を基本とした住民接種の実施</p>	<p>・臨時の医療施設の設置等に対する協力等</p>	<p>・サービス提供水準に係る市民への呼びかけ</p> <p>・生活関連物資等の価格の安定等・要援護者への生活支援</p>	

#### 予防接種について

##### 特定接種

- ・厚生労働大臣が定めた基準に基づき、予め厚生労働大臣の登録を受けた医療機関、インフラ関係事業者、公務員などを対象に行う予防接種。
- ・医療機関やインフラ関係事業者は、国が実施。小平市職員については小平市が実施。

##### 住民接種

- ・区域内の住民に対して市町村が行う予防接種。
- ・接種対象は、小平市に住民登録のある市民もしくは小平市に住民登録がない、①長期入院・入所者、②里帰り出産の妊産婦及び同伴の小児など。
- ・接種の優先順位は、新型インフルエンザ等発生時に国が基本的対処方針で定める。

## 第4章 各発生段階における対策

### 各発生段階 における対策

#### 《発生前から終息まで》

- ・各種対策を総合的・効果的に組み合わせ、被害を最小限にとどめるための対応
- ・一連の流れをもった全庁的な取り組みの確立

#### I 未発生期

- ・発生に備えた適切な事前準備（実施体制の構築、医療体制の整備、市民への啓発等）

#### II 海外発生期

- ・ウイルスの侵入は不可避であることを前提とした対策の実施
- ・ウイルス侵入時期遅延のための方策の実施
- ・特定接種の実施

#### III 国内発生早期（都内未発生期）

- ・感染拡大防止策の準備
- ・市民に対する予防接種の実施

#### IV 都内発生早期

- ・感染拡大防止策の実施
- ・市民に対する予防接種の実施

#### V 都内感染期

- ・医療の確保への協力、公共サービス等の事業継続等に最大限の努力
- ・都知事による不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の要請への協力  
(緊急事態時のみ)

#### VI 小康期

- ・第一波の終息と第二波に備えるための準備（情報収集の継続、市民等への情報提供）
- ・予防接種未接種者に対する接種の勧奨